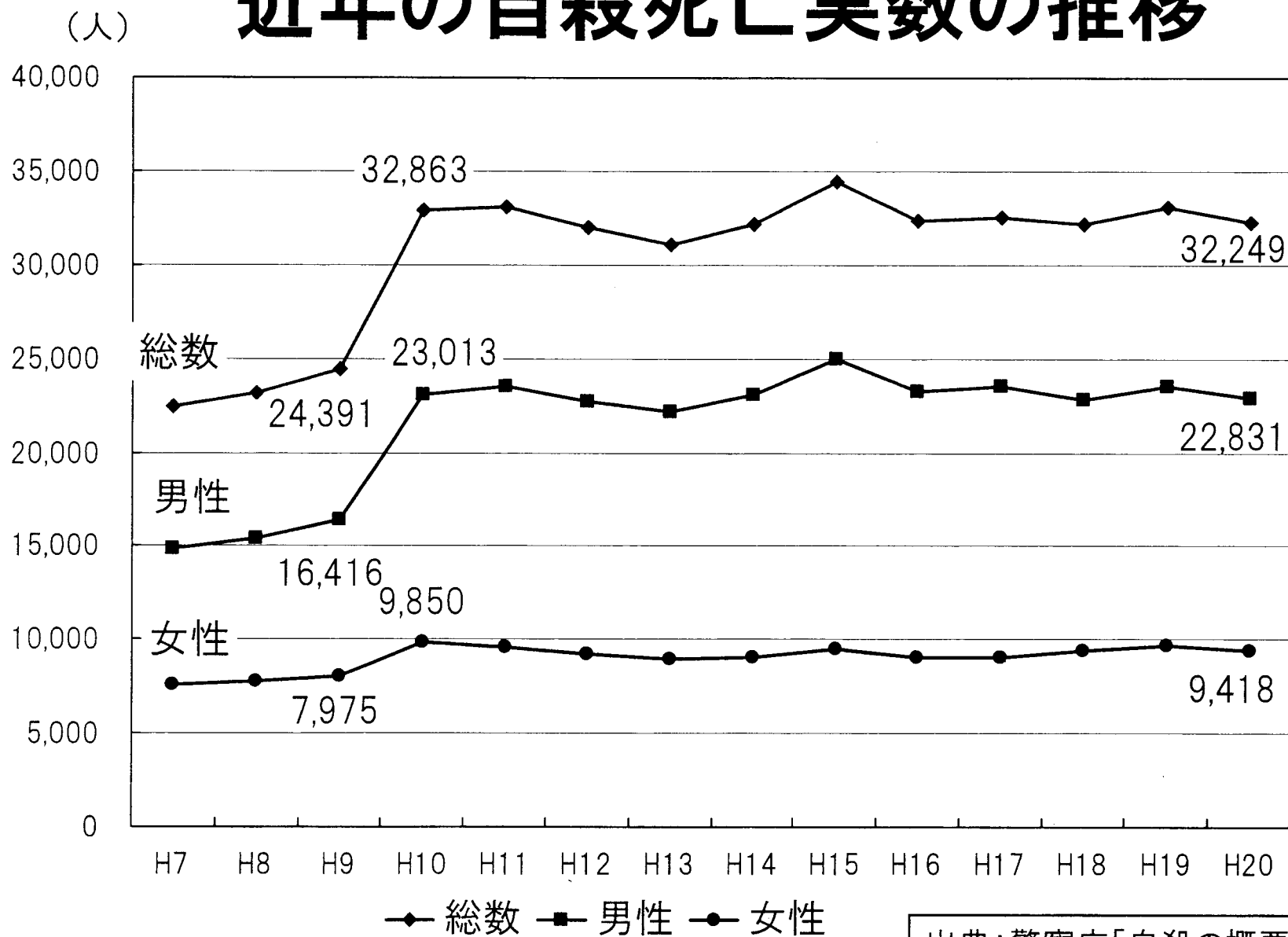


近年の自殺死亡実数の推移



出典：警察庁「自殺の概要」



平成21年度厚生労働省補正予算（案）の概要

計：4兆6,718億円

〔一般会計：3兆4,151億円

特別会計：1兆2,567億円〕

第1 緊急雇用対策	2兆5,128億円
1 雇用調整助成金の拡充等	6,066億円
2 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416億円
3 緊急雇用創出事業の拡充	3,000億円
4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106億円
5 失業等給付費等の確保	6,836億円
6 住宅・生活支援等	1,704億円
第2 地域医療・医療新技術	7,684億円
1 地域医療の再生に向けた総合的な対策	3,100億円
2 医療機関の機能、設備強化等	2,096億円
3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化	917億円
4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化	1,279億円
5 レセプトオンライン化への対応	291億円
第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備	8,443億円
1 介護職員の処遇改善	3,975億円
2 介護基盤の緊急整備等	3,294億円
3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等	98億円
4 社会福祉施設等の耐震化等	1,068億円
第4 子育て支援	2,788億円
1 子育て応援特別手当の拡充	1,254億円
2 地域における子育て支援の拡充等	} 1,510億円
3 ひとり親家庭の支援、社会的養護等	
4 特定不妊治療への支援	
第5 安全・安心のための施策の推進	2,788億円
1 がん対策の推進	237億円
2 難病患者に対する支援	29億円
3 年金記録問題の解決の促進	519億円
4 障害者の自立支援対策の推進	1,579億円
5 高齢者医療の安定的な運営の確保等	156億円
6 生活衛生関係事業者の支援	1.6億円
7 地上デジタル放送への対応	117億円
8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化	79億円
9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備	71億円

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

第1 緊急雇用対策

2兆5,128億円

1 雇用調整助成金の拡充等 6,066億円

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない場合の助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃などを行う。

2 再就職支援・能力開発対策の推進 7,416億円

(1) 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援 7,000億円

- ・雇用保険を受給していない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を行う。併せて、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施する。
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援を実施する。
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施する。
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

(2) 職業能力開発支援の拡充・強化 145億円

雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を3/4→4/5等)など、職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援を充実させる。

また、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を拡充するとともに、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

さらに、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を行う。

(3) 障害者の雇用対策 5.5億円

障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、障害者が公的機関で一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等を実施する。

- (4) ハローワークの抜本的機能強化等 265億円
 雇用情勢の急速な悪化に対応するため、ハローワークの利用者サービスの向上に向けて、人員・組織体制を抜本的に充実・強化する。また、非正規労働者就労支援センターの増設(5カ所→19カ所)、ハローワークにおける職業訓練情報の収集・提供及び求人開拓の充実・強化等、各種相談体制の強化を図る。(職員304人、職業相談員7,043人(職業相談員については他項目の金額に計上する人数を含む))
- (5) 短時間勤務を希望する者への支援の充実 1億円
 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。
- 3 緊急雇用創出事業の拡充 3,000億円
 都道府県に創設した基金を積み増し、地方公共団体における非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会のさらなる創出を図る。
- 4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応
 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数
その他106億円
- (1) 内定取消し問題への適切な対応 2億円
 大学等と連携して、学生等の就職状況や内定取消し情報を把握するほか、未内定者や採用内定を取り消された学生等を対象にした就職面接会を開催する。
- (2) 外国人労働問題等への適切な対応
- ① 帰国支援の実施
 帰国を希望する日系人離職者やその家族に帰国支援金を支給するとともに、企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(1頁、第1、2(1)参照)7,000億円の内数〕。
- ② 相談支援体制の強化 16億円
 ハローワークなどにおいて、通訳や相談員の増員など相談体制の強化等を図る。
- (3) 未払賃金立替払の請求増加への対応 74億円
 倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう調査体制の充実及び立替払に必要な原資の増額等を図る。
- (4) 海運事業等雇用調整助成金(仮称)の創設 13億円
 船員の雇用対策として船員保険制度においても船舶所有者の教育訓練・休業等による雇用維持の取組を支援するための海運事業等雇用調整助成金(仮称)を創設する。

- | | |
|----------------------|-----------|
| 5 失業等給付費等の確保 | 6, 836 億円 |
| (1) 失業等給付費の確保 | 6, 810 億円 |
| (2) 失業保険給付費（船員保険）の確保 | 26 億円 |

6 住宅・生活支援等 1, 704 億円

(1) 雇用と住居を失った者等に関する緊急的な総合支援策 1, 093 億円

雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者を支援するため、住宅手当の創設、生活福祉資金の貸付要件の緩和、公的給付等を受けるまでの「つなぎ」資金貸付の創設、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等のホームレス支援策の拡充及び生活保護受給者で就労意欲の低い者等への支援などの生活支援策を実施する。

(2) 生活保護費国庫負担金の確保 612 億円

生活保護制度において、厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保する。

第2 地域医療・医療新技術

7, 684 億円

1 地域医療の再生に向けた総合的な対策 3, 100 億円

救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、都道府県が2次医療圏を単位として策定する「地域医療再生計画」に基づく以下のような事業に対して、都道府県に地域医療再生基金（仮称）を設置して財政支援を行う。

- ・ 地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化
- ・ 医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師などの勤務環境改善
- ・ 短時間正規雇用制度といった多様な勤務形態の導入による勤務医・看護師などの確保
- ・ 大学病院などと連携した医師派遣機能の強化
- ・ 医療機能の連携や遠隔医療の推進のための施設・設備の整備
- ・ 新生児集中治療室（NICU）・救命救急センターの拡充、NICUや回復期治療室（GCU）の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備 等

2 医療機関の機能、設備強化等 2, 096 億円

(1) 災害拠点病院等の耐震化等 1, 741 億円

災害拠点病院等の耐震化を促進するため、建替工事等に係る経費の一部助成などを行うとともに、独立行政法人福祉医療機構における医療貸付の限度額及び貸付利率等の優遇を図る。

(2) 国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等 356億円

がんや循環器病など国民の健康に著しく影響のある疾患について、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化 917億円

(1) 先端医療開発特区による最先端医療技術開発の加速 120億円

先端医療開発特区において、iPS細胞など最先端の医療技術の研究開発に取り組む24課題に対し、研究を加速させるために必要な設備・機器等の整備を行う。

(2) がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化

797億円

がんや小児などの重点分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元的管理を可能とするような治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。

また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。

4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化 1,279億円

- ・細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する。
- ・細胞培養法の開発期間中は、国内企業の鶏卵培養法での生産能力強化を図る。
- ・有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。

5 レセプトオンライン化への対応 291億円

自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に必要な設備投資等の支援を行う。

第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備

8,443億円

1 介護職員の処遇改善 3,975億円

介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、平成21年度の介護報酬改定（+3.0%）に加えて、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に3年間の助成を行う。

2 介護基盤の緊急整備等 3, 294 億円

(1) 介護基盤の緊急整備等 2, 495 億円

地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援 799 億円

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（7, 000 億円）の内数
緊急雇用創出事業（3, 000 億円）の内数
その他98億円

(1) 離職者等に対する職業訓練

離職者等に対し、社会福祉施設等の現場における職業訓練を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（1頁、第1、2（1）参照）7, 000 億円の内数〕。

(2) 現任介護職員等の研修支援

① 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援

現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3, 000 億円の内数〕。

② 介護福祉士養成校等の教員による研修の実施 30 億円

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

(3) 個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援 68 億円

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

(4) 地域における相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3, 000 億円の内数〕。

4 社会福祉施設等の耐震化等 1, 068億円

社会福祉施設入所者等の安全性及び防火安全対策の観点から社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進するとともに、福祉貸付の融資率及び貸付利率等の優遇を図る。

第4 子育て支援

2, 788億円

1 子育て応援特別手当の拡充 1, 254億円

幼児教育期の負担に配慮する観点から平成20年度の緊急措置として実施中の子育て応援特別手当（幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子一人あたり3.6万円）について、平成20年度分の手当とは別に、対象を第1子まで拡大して実施する（平成21年度限りの措置）。

2 地域における子育て支援の拡充等

(1) 保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育（保育ママ）事業に係る賃借料への助成などを実施する。

(2) すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー（仮称）の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭への支援、社会的養護等

(1) 母子家庭等の自立支援の推進

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

その他 7.9億円

母子家庭の母の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給額の引上げと支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問による支援、母子寡婦福祉貸付金の拡充などを行う。また、在宅就業を積極的に支援する自治体に対して助成を行う。

- (2) 社会的養護の充実 安心こども基金拡充分(1,432億円)の内数
 民間職業紹介機関に委託して児童養護施設等の退所者等に対する訓練や就職活動支援などを実施するとともに、児童養護施設等の生活環境の改善、地域小規模児童養護施設等の新設に必要な建物の改修費などへの助成を行う。
- (3) 託児サービスを付加した委託訓練の拡大〔一部再掲(1頁、第1、2(2)参照)〕
6.2億円
 母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。
- (4) 生活保護制度における子どもの健全育成の支援 6.3億円
 生活保護制度において、子ども(小・中・高校生)の学習支援のための給付を新たに創設するなど子どもの健全育成の支援を行う。
- 4 特定不妊治療への支援 2.4億円
 体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成(1回あたり10万円→15万円)し、経済的負担の軽減等を図る。

第5 安全・安心のための施策の推進 2,788億円

- 1 がん対策の推進 237億円
- (1) 女性特有のがん検診に対する支援 216億円
 子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性に対して、検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付する。
- (2) 女性の健康支援の拡充 8.1億円
 女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充(30カ所→100カ所)する。
- (3) がんに関する国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等
〔一部再掲(4頁、第2、2(2)参照)〕 12億円
 がんについて、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

(4) がんの未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化

[一部再掲(4頁、第2、3(2)参照)]

がんの分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元化を図るための治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制(審査期間を12か月から6か月に短縮)を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。[がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化(4頁、第2、3(2)参照)797億円の内数]。

2 難病患者に対する支援 29億円

難病患者の医療費負担を軽減するため、現在医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患(11疾患その他)について、医療費助成の対象とする。

3 年金記録問題の解決の促進 519億円

派遣職員の大幅な活用などにより、年金再裁定請求の処理体制の整備やねんきん特別便の回答に基づく年金記録の確認作業体制等の整備を行い、年金記録問題の解決に向けた処理を促進する。

4 障害者の自立支援対策の推進 1,579億円

(1) 福祉・介護人材の処遇改善 1,070億円

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

(2) 事業者の新体系移行の促進 355億円

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

(3) 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

[再掲(5頁、第3、3(1)~(3)参照)]

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数

緊急雇用創出事業(3,000億円)の内数

その他98億円

(4) 障害者自立支援機器の研究開発等 24億円

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備を実施する。

(5) 障害者の雇用対策[再掲(1頁、第1、2(3)参照)] 5.5億円

(6) 国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化 27億円

国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

- 5 高齢者医療の安定的な運営の確保等 156億円
- (1) 長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減 131億円
平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で平成21年度に7割軽減となる方については、平成21年度においても8.5割軽減を継続する。
- (2) 健保組合に対する財政支援 25億円
健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。
- 6 生活衛生関係事業者の支援 1.6億円
生活衛生関係事業者の資金繰り支援、雇用維持・拡大等のため、日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付制度の拡充を行う。
- 7 地上デジタル放送への対応 117億円
地上デジタル放送への完全移行に向けて、生活に不可欠な情報を得るために社会福祉施設や災害拠点病院等が地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。
- 8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化 79億円
- (1) 輸入食品の検査体制の強化 16億円
輸入食品の検査体制を強化するため、検疫所の輸入食品・検疫検査センターを増築する。
- (2) 水道施設の防災・安全対策 63億円
地震等の災害時においても必要な水道水を供給できるよう、水道管路や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化等を促進する。
- 9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備 71億円
平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実施に向け、医療保険者における環境整備等を行う。

平成21年度補正予算(案)の概要

社会・援護局(社会)関係予算(案)

3,055億円

I 雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築

雇用対策と一体となって、住居を失った離職者などの生活に困窮する者の自立を支援するための新たなセーフティネットの構築

【セーフティネット支援対策等事業費補助金1,114億円の内数】

1 住宅手当緊急特別措置事業の創設

対象者：住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者

支給要件：就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者

支給期間：6月間

支給額：地域ごとに上限額を設定

2 生活福祉資金貸付事業の拡充による緊急特別支援

(1) 総合支援資金(仮称)の創設

継続的な生活相談・支援(就労支援、家計指導等)とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けにより、生活の立て直しを支援する。

1) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)
最長1年間

2) 住宅入居費：40万円以内

3) 一時生活再建費：60万円以内

(2) 生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和等

連帯保証人を確保できない場合も貸付を受けられるようにするとともに、貸付利子の引き下げを行う。

3 臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設

公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を10万円を限度に貸し付ける。

4 ホームレスに対する緊急一時支援措置の拡充

(1) 旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

- (2) 緊急一時宿泊事業利用者に対する総合相談推進事業の充実
借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談
(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

5 就労意欲喚起等支援事業の充実

生活保護受給者のうち就労意欲の低い者に対する支援事業である「就労意欲喚起等支援事業」(平成21年度創設)について、事業計画を見直し、すべての対象者に対する支援を実施する。

Ⅱ 福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援

1 福祉・介護人材マッチング支援事業 68億円

【障害者自立支援対策臨時特例交付金1,523億円の内数】

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに働きやすい職場づくりに向けた指導や助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

2 キャリア形成訪問指導事業 30億円

【障害者自立支援対策臨時特例交付金1,523億円の内数】

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリア・アップや資質の向上及び定着を支援する。

Ⅲ 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設等の耐震化等 1,062億円

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金による基金を都道府県に設置し、地震及び火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される施設等の安全・安心を確保するため、今後3年間において耐震化及びスプリンクラー整備を実施する。

2 独立行政法人福祉医療機構の融資の優遇 5.8億円

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備にかかる事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

3 地上デジタル放送への対応 113億円

地上デジタル放送への完全移行(平成23年7月)へ向けて、社会福祉施設等の利用者の生活に不可欠な情報を得るために地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。

IV 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援

1 子どもの健全育成プログラム（仮称）の策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 1,114 億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置の上、

- ①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援
- ②子どもの進学に関する支援
- ③引きこもりや不登校の子どもに関する支援 など

福祉事務所と地域の社会資源等が連携して取組むプログラムを策定・実施し、被保護者世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

2 子どもの学習支援のための給付（仮称）の創設 42 億円

子ども（小・中・高校生）の家庭内学習やクラブ活動参加を促進するための新たな給付を創設することにより、子どもの学習及び健全育成を支援する。

V 生活保護費国庫負担金

- ・ 厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保

612 億円

経済危機対策を踏まえた平成21年度補正予算の対応（案）

【障害保健福祉部関係】

平成21年度補正予算額 1,477億円（うち基金の積増し分 1,425億円）

■ 福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】 ※基金の積増しで対応（別紙参照）

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。（実施期間：平成21～23年度）

■ 事業者の新体系移行の促進【355億円】 ※基金の積増しで対応（別紙参照）

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。（実施期間：平成21～23年度）

■ 障害者自立支援機器の研究開発等【51億円】

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

※離職者等への職業訓練、現任の介護職員等の研修支援など、介護・福祉人材の資格取得等のキャリア形成支援及び社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、地上デジタル放送への対応についても、他部局で別途計上し対応

- ・離職者等への職業訓練【緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（職業能力開発局計上）で対応】
- ・現任の介護職員等の研修支援【緊急雇用創出事業（職業安定局計上）で対応】
- ・福祉・介護人材マッチング支援事業、キャリア形成訪問指導事業【基金の積増し（社会・援護局計上）で対応】
- ・社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備【社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金（社会・援護局計上）で対応】
- ・社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応【社会福祉施設等設備整備費補助金（社会・援護局計上）で対応】

福祉・介護人材の処遇改善【1,070億円】

1 目的

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

2 概要

福祉・介護職員の更なる処遇の向上のため、障害福祉サービス等事業者からの申請に基づき、報酬とは別に助成金を交付する。

交付額は、各サービス毎の福祉・介護職員人件費比率に応じた交付率による。（別添参照）

3 交付方法

- ① 実施方法：障害者自立支援対策臨時特例交付金（基金）の積増し
- ② 実施主体：都道府県
- ③ 補助割合：定額（10/10）
- ④ 交付対象：以下の要件を全て満たす事業者
(ア)各事業所における福祉・介護職員一人当たりの本助成金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
(イ)22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとする。
- ⑤ 交付額：報酬総額 × 福祉・介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める交付率
※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

4 事業規模

合計 約1,070億円（福祉・介護職員（常勤換算）一人当たり平均月額1.5万円の賃金引上げに相当する額）

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施を予定し、2.5年分を予算計上

(別添)

サービス区分ごとの福祉・介護職員人件費比率及び交付率

サービス区分			福祉・介護職員 人件費比率	交付率
○居宅介護	○重度訪問介護	○知的障害児通園施設	90%	5.2%
○ろうあ児施設	○身体障害者小規模通所授産施設		80%	4.6%
○児童デイサービス ○知的障害児施設 ○精神障害者福祉ホーム（B型） ○精神障害者小規模通所授産施設	○自立訓練（機能訓練） ○盲児施設 ○精神障害者福祉工場	○就労継続支援事業A型 ○難聴幼児通園施設 ○知的障害者小規模通所授産施設	70%	4.0%
○行動援護 ○短期入所 ○自立訓練（生活訓練） ○共同生活援助 ○旧知的障害者通所更生施設 ○自閉症児施設 ○精神障害者生活訓練施設	○療養介護 ○重度障害者等包括支援 ○就労移行支援 ○旧身体障害者通所授産施設 ○旧知的障害者入所授産施設 ○精神障害者入所授産施設 ○知的障害者福祉工場	○生活介護 ○施設入所支援 ○就労継続支援事業B型 ○旧知的障害者入所更生施設 ○旧知的障害者通所授産施設 ○精神障害者通所授産施設	60%	3.5%
○共同生活介護 ○身体障害者福祉工場	○旧身体障害者更生施設	○旧身体障害者療護施設	50%	2.9%
○旧身体障害者入所授産施設	○旧知的障害者通所療察	○肢体不自由児療護施設	40%	2.3%
○肢体不自由児施設	○肢体不自由児通園施設	○重症心身障害児施設	30%	1.8%

※各事業者への交付額は、「報酬総額 × 交付率」によって計算する。
 ※報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

事業者の新体系移行の促進【355億円】

1 目的

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

2 事業の概要

(1) 事業内容

① 新体系サービスで必要となる改修及び増築等

- ・対象事業：新体系事業で必要となる作業スペースの増築、小規模作業所を新体系の設備基準に適合するための改修 等
- ・補助単価：1施設当たり 20,000千円以内

② 開設準備経費

- ・対象事業：居宅介護事業所、障害福祉サービス事業所、ケアホーム、グループホーム
- ・対象経費：初度設備（パソコン、プリンター、ファックス、机、椅子等）
- ・補助単価：1事業所 1,000千円以内

③ 就労継続支援事業者に対する工賃引き上げを図るための大規模な生産設備整備

- ・対象施設：就労継続支援事業所
- ※効果的かつ適正な運用を図るため、原則として工賃倍増5か年計画支援事業の「経営コンサルタント事業」を活用する施設を対象
- ・補助単価：1施設当たり 100,000千円以内

④ 移行時運営安定化事業(仮称)

- ・事業内容：旧体系施設が新体系施設へ移行した場合に従前（移行前）の事業収入額を保障する。
- ※次の(ア)に掲げる施設が次の(イ)のいずれかの事業所に転換した場合であって、新体系移行後の報酬額が従前額を下回る場合に、その差額について助成する。

(ア)旧身体障害者療護施設、旧知的障害者更生施設等の旧体系施設
 (現行基金事業による事業運営安定化事業の対象となっている施設を除く)

(イ)障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援若しくは共同生活援助を行う事業に限る。)を行うサービス事業所又は障害者支援施設

- ・助成額：(旧体系における事業収入額) - (当該月の事業収入額) ※21年10月サービス分から実施予定

(2)実施主体 ①～③ 都道府県、④ 市町村

(3)補助割合 定額(10/10)

3 事業規模 約355億円 ※障害者自立支援対策臨時特例交付金(基金)の積み増し(実施年度：平成21年度～23年度)

障害者自立支援機器の研究開発等 【51億円】

■ **障害者自立支援機器の研究開発等 【24億円】**

◇ **ビジネスモデルの確立が困難な支援機器の研究開発支援事業【10億円】**

- ・ 障害者等からのニーズは強いが、マーケットが小さい等から、開発が進んでいない支援機器や技術について特に着目した開発を行う。
- ・ 開発を行う企業及び公的研究機関、リハビリテーションセンター等が連携し、実証実験等を通じて障害者等が実際に使いやすい機器等を開発して、機器の普及促進を図る。

◇ **支援機器に関するニーズ等の情報収集・発信システム整備事業【0.8億円】**

ユーザー側と開発側の情報共有と連携促進のためのシステム等の構築を行う。

◇ **視聴覚障害者情報提供設備基盤整備事業【13.5億円】**

視聴覚障害者へ多様な媒体により情報提供が可能となるよう、情報提供設備の基盤を整備する。

- 1 視覚障害者情報提供ネットワークシステム整備事業
- 2 デジタル録音図書等製作機器整備事業
- 3 聴覚障害者情報提供システム整備事業
- 4 字幕入り映像等製作機器整備事業
- 5 盲ろう者情報提供機器整備事業

■ **国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化整備について 【26億円】**

国立障害者リハビリテーションセンター病院等及び心身障害児総合医療療育センターについては、建設から長期間が経過し老朽化が著しく耐震性に問題があり、社会的弱者を受け入れている建物であり、災害時の対応を万全にするため、早急な耐震化が求められる。

【所要額】

- ・ 国立障害者リハビリテーションセンター病院等 11.4億円（初年度分）※平成26年度までの総額約123億円
- ・ 心身障害児総合医療療育センター 15.1億円

別紙

障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について

現状

- 障害者自立支援法の円滑な実施を図るため、新法体系での事業への円滑な移行を促進すること等を目的として、平成18年度補正予算により各都道府県に基金を創設。（補正予算額960億円：平成20年度まで）
- 平成20年度補正予算において、事業所支援、新法移行支援、福祉・介護人材確保対策等の観点から、基金の延長及び積増しの措置を講じたところ。（補正予算額855億円：平成23年度まで延長）

施策の概要

平成21年度補正予算においては、更なる基金の積増しを行い、福祉・介護人材の処遇改善、事業者の新体系移行の促進等を図り、障害者の自立支援対策を推進する。

基金の積増し(1,425億円)

◇ **福祉・介護人材の処遇改善(1,070億円)**

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者等に3年間の助成を行う。

◇ **事業者の新体系移行の促進(355億円)**

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

併せて、福祉・介護人材の確保のための対策についても積増し

福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援(98億円)

- ・ 福祉・介護人材マッチング支援事業
- ・ キャリア形成訪問指導事業



(参考)他部局計上分

離職者等への職業訓練、現任の介護職員等の研修支援など、介護・福祉人材の資格取得等のキャリア形成支援及び社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、地上デジタル放送への対応についても、他部局で別途計上し対応

- ・離職者等の職業訓練(職業能力開発局計上)
⇒緊急人材育成・就職支援基金(仮称)7,000億円の内数で対応
- ・現任の介護職員等の研修支援(職業安定局計上)
⇒緊急雇用創出事業3,000億円の内数で対応
- ・福祉・介護人材マッチング支援事業、キャリア形成訪問指導事業(社会・援護局計上)
⇒基金の積増し98億円で対応
- ・社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備(社会・援護局計上)
⇒社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金1,062億円で対応
※独立行政法人福祉医療機構の融資についても、融資率及び貸付利率を優遇
- ・社会福祉施設等の地上デジタル放送への対応(社会・援護局計上)
⇒社会福祉施設等設備整備費補助金113億円で対応

介護分野における経済危機対策（平成21年度補正予算（案））

来るべき超高齢社会を迎える中で、国民が安心して老後を迎えることができるようにするとともに、現下の厳しい雇用情勢の中で、介護分野における雇用の創出・人材養成等につながるよう、総合的な対策を講じる。

（注）雇用創出量については、事業量の見込み具合等によっては、今後変動があり得る。

【介護力の向上・雇用創出】

- ・介護拠点等の緊急整備等を通じた老後の安心確保
- ・今後3年間で介護職員等の介護人材約30万人の雇用創出を目指す

①介護拠点等の緊急整備

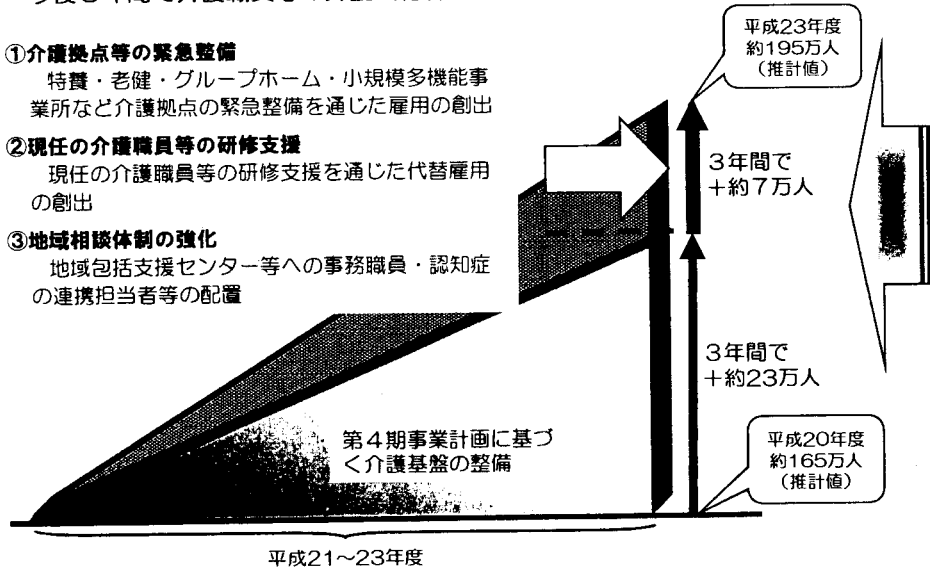
特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点の緊急整備を通じた雇用の創出

②現任の介護職員等の研修支援

現任の介護職員等の研修支援を通じた代替雇用の創出

③地域相談体制の強化

地域包括支援センター等への事務職員・認知症の連携担当者等の配置



【介護職員等の処遇改善・養成】

①介護職員処遇改善交付金（仮称）

介護職員の処遇改善に取り組む事業者への資金の交付を通じた介護職員の更なる処遇改善

②新規介護職員等の養成

離職者等に対して、社会福祉施設等に委託した現場における職業訓練を実施

（注1）「第4期事業計画に基づく介護基盤の整備」を通じた雇用創出については、平成18年10月時点の職員数（介護サービス施設・事業所調査）をもとに、現在、各自治体において策定を進めている第4期介護保険事業計画に基づく介護給付費の査定業計画（平成20年10月時点）を用いて、職員数の伸びが給付費の伸びと同率であると仮定して算出した推計値である。

（注2）雇用創出量は、介護職員・介護支援専門員・調理員・事務職員等の合計であり、いずれも一定の仮定を置いて算出した推計値である。

1

介護拠点等の緊急整備

(1)目的

地域の介護ニーズに対応するため、地域密着型サービスの整備に係る既存交付金（市町村交付金）の拡充、施設整備に係る都道府県による補助金に対する地方財政措置の拡充等を通じて、特養・老健・グループホーム・小規模多機能事業所など介護拠点等を緊急に整備する。

(2)助成対象となる介護拠点

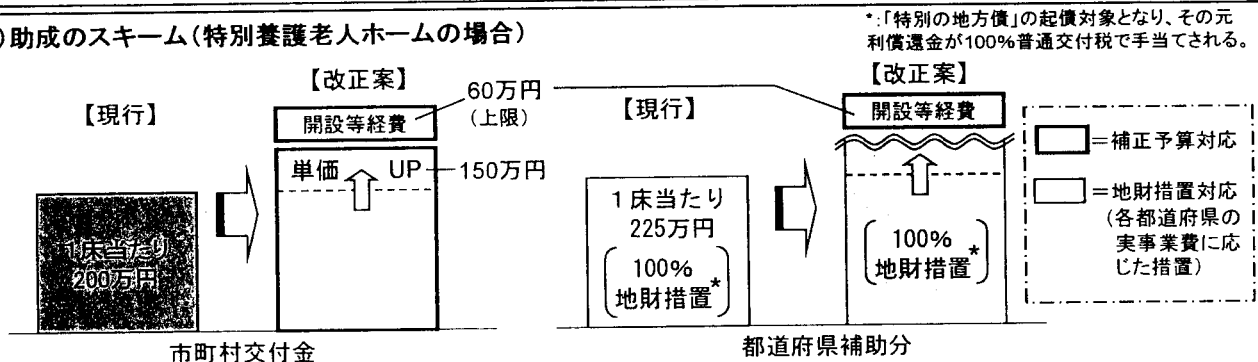
①市町村交付金の拡充により対応する介護拠点

小規模（定員29人以下）特別養護老人ホーム、小規模老人保健施設、小規模ケアハウス、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

②都道府県補助に対する地方財政措置の拡充により対応する介護拠点

大規模（定員30人以上）特別養護老人ホーム、大規模老人保健施設、大規模ケアハウス

(3)助成のスキーム（特別養護老人ホームの場合）



※ 大都市部等における用地確保を後押しするため、定期借地権の一時金に対して助成する。

※ (独)福祉医療機構の融資の拡充(融資率の拡大(90%)、当初5年間の利率引き下げ(財投▲0.5%))についても検討。

(4)事業規模 合計約3,011億円(3年分)

2

スプリンクラー整備に対する支援について

消防法施行令の改正によりスプリンクラーの設置が義務づけられた施設等のうち、市町村交付金の対象としていないものについて、スプリンクラーの設置に要する費用を助成する。

スプリンクラー設置基準の見直し

	改正前	改正後
延べ床面積	1,000㎡以上	275㎡以上
建物の構造等	平屋建て以外	全て

スプリンクラー設置が新たに義務づけられる施設等

施設種別	建物の構造等 (1㎡あたりの単価)	スプリンクラー 設置義務	市町村交付金の対象 (21年度当初予算で対応済み)	経済危機対策の対象
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員29人以下の小規模なもの)	1,000㎡以上 の平屋建て (17千円/㎡)	○	○	-
認知症高齢者グループホーム		○	○	-
特別養護老人ホーム及び老人保健施設 (定員30人以上の大規模なもの)		○	-	○
養護老人ホーム	275㎡～1,000㎡未満 (9千円/㎡)	○	-	○
有料老人ホーム (主として要介護状態にある者を入居させるもの)		○	-	○
小規模多機能型居宅介護事業所		-	-	○

事業規模 約283億円(3年分)

3

介護職員処遇改善交付金(仮称)

(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 補助の概要

介護職員のさらなる処遇の向上のため、介護事業者からの申請に基づき、介護職員処遇改善交付金(仮称)を介護報酬とは別に交付する。

交付は、各サービス毎の介護職員人件費比率に応じた交付率による。(介護職員のないサービスは助成対象としない)

(別紙参照)

(3) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
- ② 財源 : 国費10/10
- ③ 交付対象: 以下の要件を全て満たす事業者
 - (ア) 各事業所における介護職員一人当たりの本交付金の交付見込額を上回る賃金改善を行うことを含む処遇改善計画を職員に周知の上提出すること。
 - (イ) 22年度以降については、キャリア・パスに関する要件を加えることとし、この要件を満たさない事業所については、交付率を減額する。
- ④ 助成額 : 介護報酬総額×介護職員人件費比率を勘案してサービス毎に定める率
※介護報酬総額には、利用者負担を含み、補足給付を含まない。

(4) 事業規模 合計約3,975億円(介護職員(常勤換算)1人当たり月額1.5万円の賃金引上げに相当する額)
※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分からの実施を予定し、2.5年分を予算計上

4

サービス区分ごとの介護職員人件費比率および交付率

サービス区分	介護職員 人件費比率	交付率
○(介護予防)訪問介護 ○夜間対応型訪問介護	70%	4.0%
○(介護予防)短期入所生活介護	50%	2.9%
○(介護予防)訪問入浴介護 ○(介護予防)通所介護	45%	2.6%
○(介護予防)特定施設入居者生活介護 ○介護福祉施設サービス	40%	2.3%
○(介護予防)小規模多機能型居宅介護		
○(介護予防)短期入所療養介護(老健) ○(介護予防)認知症対応型共同生活介護	35%	2.0%
○(介護予防)認知症対応型通所介護 ○介護保健施設サービス	30%	1.8%
○(介護予防)通所リハビリテーション ○地域密着型特定施設入居者生活介護		
○地域密着型介護老人福祉施設 ○(介護予防)短期入所療養介護(病院等)	25%	1.5%
○介護療養施設サービス		
【助成対象外】		
○(介護予防)訪問看護 ○(介護予防)訪問リハビリテーション	0%	
○居宅介護支援 ○介護予防支援		
○(介護予防)福祉用具貸与 ○(介護予防)居宅療養管理指導		

※ 各事業者への交付額は、介護報酬総額 × 交付率 によって計算する。
介護報酬総額…利用者負担を含み、補足給付を含まない。

5

現任・新規介護職員等の研修支援・養成

(1)目的

介護職員等の確保と資質向上を図る観点から、介護分野の経験のない離職者等が介護分野で活躍できるよう訓練を実施するとともに、現に介護職員等として働く者の資質向上と代替雇用等を通じた更なる雇用創出を図る。

(2)事業内容

- ① 現に介護職員等として働く者を外部研修等に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する事業を実施する。
(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)
- ② 雇用保険の受給資格のない離職者等に対して、社会福祉施設等の現場において職業訓練を実施する。
(緊急人材育成・就職支援基金事業として実施)

地域相談体制の強化

(1)目的

高齢者等が住み慣れた地域で生活できるよう、地域相談体制の強化を図る。

(2)事業内容等

地域包括支援センター等に、相談支援専門職のバックアップ(利用者に関する情報整理や、地域の医療機関・介護サービス事業所との連携・協働に必要な事務など)を行う職員や認知症の連携担当者等を雇用する事業を実施する。(介護分野を緊急雇用創出事業の重点的な取組を行う分野として位置付け、積極的に実施)

6

平成21年度厚生労働省補正予算案の概要

(雇用均等・児童家庭局所管分)

健康長寿・子育て(子育て支援)

2,719億円

1 子育て応援特別手当の拡充 1,254億円

子育て応援特別手当(注)について、平成21年度に限り、第一子まで拡大して、平成21年度において小学校就学前3年間に属する子(平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間の生まれの子)を対象に実施する。

(注)平成20年度第2次補正予算に基づき、幼児教育期の負担に配慮する観点から、平成20年度において小学校就学前3年間に属する子(平成14年4月2日から平成17年4月1日までの間の生まれの子)であって、第二子以降の子に対し、一人当たり3.6万円を支給

2 地域における子育て支援の拡充等

(1) 保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分(1,432億円)の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育(保育ママ)事業に係る賃借料への助成などを実施する。

(2) すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分(1,432億円)の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー(仮称)の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

3 ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

(1) ひとり親家庭等への支援の拡充

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数
その他 7.9億円

職業訓練時に母子家庭等就業・自立支援センターにおいてひとり親家庭の託児サービスを提供、職業紹介等を行う企業等によるひとり親家庭に対する就業支援、ひとり親家庭等の在宅就業を積極的に支援する自治体に対する助成、養成機関での資格取得時の母子家庭に対する生活支援（高等技能訓練促進費）の充実、戸別訪問員による母子家庭への相談・就業支援等を行うほか、母子寡婦福祉貸付金の拡充、婦人保護施設等の退所者（DV被害者等）等の就業支援を図る。

〔 また、託児サービスを付加した委託訓練を実施し、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。
(職業能力開発局において計上(6.2億円)) 〕

(2) 社会的養護の拡充 安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

職業紹介等を行う企業等による児童養護施設の退所者等の就業支援、児童養護施設等の生活向上のための環境改善、児童養護施設等職員の資質向上のための研修を行う。

4 特定不妊治療への支援 24億円

体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成（1回あたり10万円→15万円）し、経済的負担の軽減等を図る。

安心こども基金の拡充

1, 500億円

「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備等による保育サービスの拡充のほか、地域の子育て力をはぐくむ取組等すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うため1, 500億円（文科省分68億円を含む）を追加。（就業支援に係る経費については平成21年度～23年度）

※ 平成20年度第二次補正予算において、1, 000億円の基金を創設（平成20年度～22年度）し、新待機児童ゼロ作戦の前倒し実施。
(15万人分の受け入れ体制の整備)

短時間勤務を希望する者への支援の充実**1億円**

短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。